

## 令和4年第3回八雲町議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月14日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第1号から認定第9号まで  
令和3年度各会計歳入歳出決算認定に係る各案  
(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第 1 号 八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 7 号 令和4年度八雲町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 7 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
- 日程第 8 報告第 2 号 株式会社青年舎の経営状況の報告について
- 日程第 9 報告第 3 号 株式会社木蓮の経営状況の報告について
- 日程第 10 同意第 1 号 八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 11 発委第 1 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 日程第 12 発議第 1 号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書
- 日程第 13 発議第 2 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 日程第 14 発議第 3 号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書
- 日程第 15 発議第 4 号 安倍氏の国葬撤回と弔意を強制しないことを求める意見書
- 日程第 16 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第 17 議員派遣の件

○出席議員（13名）

1番	赤井睦美君	2番	佐藤智子君	
3番	横田喜世志君	4番	大久保建一君	
5番	関口正博君	6番	宮本雅晴君	
7番	倉地清子君	8番	三澤公雄君	
10番	安藤辰行君	11番	斎藤實君	
12番	能登谷正人君	副議長	13番	黒島竹満君
議長	14番	千葉隆君		

○欠席議員（1名）

9番 牧野 仁 君

## ○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	財務課長	川崎芳則君
併選挙管理委員会事務局長		農林課長	石坂浩太郎君
会計管理者	阿部雄一君	併農業委員会事務局長	
兼会計課長		商工観光労政課長	井口貴光君
保健福祉課長	戸田淳君	兼サーモン推進室参事	
水産課長	田村春夫君	建設課長	藤田好彦君
兼サーモン推進室参事		兼公園緑地推進室長	
環境水道課長	佐藤英彦君	落部支所長	佐藤尚君
教育長	土井寿彦君	学校教育課長	三坂亮司君
		学校給食センター長	
		社会教育課長	
体育課長	伊藤勝君	兼図書館長	佐藤真理子君
		郷土資料館長	
		町史編さん室長	
監査委員	千田浩文君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
総合病院事務長	竹内伸大君	総合病院地域医療連携課長	佐々木裕一君
総合病院医事課長	石黒陽子君	兼総合病院庶務課参事	
消防長	大渕聡君	八雲消防署長	堤口信君
八雲消防署庶務課長	今村幸一君	八雲消防署予防課長	中野智君
八雲消防署警防救急課長	河井治彦君		

### 【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長		地域振興課参事	小笠原一信君
兼地域振興課長	野口義人君		
併熊石教育事務所長		産業課長	吉田一久君
住民サービス課長	北川正敏君	兼サーモン推進室参事	
熊石消防署長	藤村勉君	熊石国保病院事務長	福原光一君

## ○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	菊地步夢君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

### ◎ 開議宣告

○議長（千葉 隆君） おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。  
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（千葉 隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に横田喜世志君と安藤辰行君を指名いたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） これより局長に諸般の報告をさせます。  
○議会事務局長（三澤 聡君） ご報告いたします。  
本日の会議に、決算特別委員会に付託をした令和3年度各会計歳入歳出決算認定に係る審査報告書が提出されております。  
次に、町長より議案1件が追加提出されております。また、総務経済常任委員会より意見書1件、議員発議による意見書4件、議会運営委員会より閉会中の継続調査申出書1件、議員派遣の件1件が提出されております。  
本日の会議に、牧野仁君欠席する旨の届け出がございます。以上でございます。

### ◎ 日程第2 認定第1号から認定第9号

○議長（千葉 隆君） 日程第2、認定第1号から認定第9号まで、令和3年度各会計歳入歳出決算認定にかかる各案を一括議題といたします。  
本件は、かねて審査を付託しておりました、決算特別委員会からの報告書を受けて、議題とするものであります。報告書はお手元に配布のとおりであります。  
決算特別委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許します。  
○決算特別委員会委員長（横田喜世志君） 議長、横田。  
○議長（千葉 隆君） 横田委員長。  
○決算特別委員会委員長（横田喜世志君） おはようございます。決算特別委員会委員長として、補足説明をいたします。

去る9月8日の本会議で付託がありました認定第1号、令和3年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、認定第9号までの各特別会計及び公営企業会計決算認定の審査にあたるため、9月8日、9日、12日の3日間にわたり、委員会を開催いたしました。

議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する委員会でありますので、その審査の経過につきましては省略をいたしますが、精力的に審査に取り組み、採決を行った結果、

各会計決算につきましては、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

町理事者におかれましては、委員会審査を通じて、委員各位から述べられました質疑、意見等について、十分にその真意をくみ取られ、今後の行政執行にあたって、反映していただくよう、強く望むものであります。

令和3年度の決算をみますと、町理事者及び職員各位のご努力により、財政の健全化判断比率は、適正值内を維持しております。

しかしながら、人口減少や少子高齢化による今後の町税や地方交付税の減少と、大型事業による公債費の増大などを考えると、厳しい財政状況であることに、変わりはありません。

持続可能なまちづくりをするためにも、将来を見据えた、健全な財政運営に向けて、一層の努力を、節に望むものであります。

なお、本委員会において、意見調整の結果、町理事者に伝えるべきであるとの意見で一致しました事項について、申し添えます。

監査委員の審査意見書にもあったとおり、事業の実施にあたっては、大型事業も今後予定されており、公債費の償還が、後年度の財政運営に支障をきたさないよう、第2期八雲町総合計画実施計画にもとづき、計画的に事業を実施するよう進めていただきたい。以上が特に伝えるべき内容であります。

監査委員におかれましては、例月出納検査、定期監査及び決算審査などに対して、ご尽力いただきましたことに、深く感謝申し上げます。

最後に、連日にわたり熱心に審査にあたられました委員各位、町理事者及び職員各位に対し、深く敬意と感謝を申し上げ、委員長の補足説明といたします。

○議長（千葉 隆君） 委員長報告に対する質疑は、議長及び監査委員である議員を除く全議員が決算特別委員であることから、これを省略いたします。

委員長の報告は、いずれも原案のとおり認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 認定第8号、令和3年度八雲町病院事業会計決算認定に反対の討論を行います。

令和3年度予算において、病院事業会計には熊石国保病院改築事業費として6,996万7千円が計上されておりました。実施設計委託業務、用地取得が目的でした。それが今年3月の病院事業会計補正予算で全額削除されました。町長は19床の診療所にこだわり、45床の建替えを求める1,556筆の署名を無視し、半年以上も熊石住民への説明や話し合いを十分

に行わず、時を無駄にしました。時間を置けば住民は諦めると思っていたのでしょうか。町長は急激な人口減少を病床削減の理由に挙げています。30床とは言え新しい病院が建つことはもちろん熊石の皆さんの喜びになると思いますが、ベッド数の縮小は逆に人口減少に拍車をかけ、住民の不安材料を増やし、住環境の満足度にも悪影響を及ぼすものではないでしょうか。今一度病床削減に対して再考を求め、令和3年度八雲町事業会計決算認定に反対いたします。

○議長（千葉 隆君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○5番（関口正博君） 認定第1号から認定第9号、特に反対意見の出ております認定第8号について賛成の立場で意見を申し上げさせていただきたいと思います。

熊石国保病院建替え事業について、熊石国保病院は地域密着型の、かかりつけ病院として、熊石地区住民が安心して暮らしていくために、将来にわたり維持していかなければなりません。

しかしながら人口減少が予測以上に進んでいく中で、患者数の減少はもちろん、医師の招聘、看護師をはじめとする医療スタッフの確保が益々厳しくなることは明白であります。

今回の計画の変更において、八雲総合病院との連携を強化するという点については、財政面はもちろん人材の確保、業務の役割分担などによる医療スタッフの負担軽減など、あらゆる面において熊石国保病院を存続させていくために重要な要素であり、簡単ではない八雲総合病院との連携強化の部分においては、議会としても注視していかなければならないところであります。

地域住民、とりわけ高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、熊石地区においての地域包括ケアシステムの早期の確立が急がれるところでございますが、医療人材ばかりではなく、地域の介護、福祉人材の高齢化、人材不足も同様に深刻な問題であります。

今回の老人施設隣接地への建設地への変更は、介護福祉人材の交流、情報伝達、情報共有などが期待でき、またドクターヘリの離発着場の近くという点においても時間短縮、人材の効率的な運営などを考えたときに、考え得る最適な位置であることと考えます。

病床数の30床への変更は、冒頭で申し上げたとおり、将来の患者数の減少、医療人材の確保、八雲総合病院との連携、規模を縮小することへの地域感情を考えた上での苦渋の決断であることは容易に想像でき、現状においては妥当の判断であると考えます。

熊石国保病院の将来にわたり、維持していくためには、あらゆる角度からの考察議論が必要であり、病床数のみに着目し、議論することは町民を困惑させるものでもあり無責任であると言わざるをえません。

熊石国保病院の建替え事業において当初からの議会の対応について、私自身反省すべき点も多々あります。しかし、二つの自治体病院を持つ八雲町は、将来の八雲町の財政を大

大きく左右する、病院事業に対して厳しい視点を持つことは必要なことでもあり、今まで以上に病院事業に対し理解を深めることが重要であると考えます。

公的な消防設備の設置期限、施設の老朽化、医療従事者の負担軽減を考えたとき、病院建設は急がなければならない中ではありますが、今回の計画変更は、熊石国保病院を維持する上で最も適切で効率的な変更であると考え、賛成意見に代えさせていただきます。

○議長（千葉 隆君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。まず、認定第8号について採決いたします。この採決は、起立によります。認定第8号については委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（千葉 隆君） 起立多数であります。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、ただいま採決をしました、認定第8号を除く認定第1号から認定第7号まで及び認定第9号の8件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げました、認定第1号から認定第7号まで及び認定第9号の8件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号まで及び認定第9号の8件については、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

### ◎ 日程第3 議案第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第3、議案第1号 八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） それでは議案第1号、八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。本件は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

また、非常勤職員の育児休業に関する規定についてはこれまで条例で規定しておりませ

んでしたが、今回の改正に併せ、法律に準じて整備するものであります。

改正内容について、概要説明書によりご説明申し上げますので、概要説明書の3ページをお願いいたします。

条例第2条、育児休業をすることができない職員の規定の改正は、議案書1ページから2ページで、育児休業を取得することができない非常勤職員の規定を追加するものでございます。

第2条の3育児休業法第2条第1項の条例で定める日の規定の改正は、議案書2ページから4ページにわたりますが、非常勤職員が養育する子の状況によって1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で、育児休業を取得できる期間の追加。また、夫婦交代制での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための改正でございます。

第2条の4育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の規定の改正は、議案書4ページから5ページにかけてでございますが、非常勤職員が養育する子の状況によって1歳6か月に達する日から2歳に達する日までの間で育児休業を取得できる期間の追加でございます。また、夫婦交代制での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするためのものでございます。

第3条育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情の規定の改正は、議案書5ページから6ページでございますが、育児休業の取得回数が2回まで取得可能となり、育児休業等計画書の申し出が不要となったことによる規定の削除に伴う繰り上げ及び、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことなどを特別の事情として追加するものでございます。

第3条の2育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間の規定の改正は、議案書6ページでございますが、現行の第2条の3を第3条の2に繰り下げ、引用条項を改正するものであります。

第4条育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情に係る規定の改正は、議案書6ページでございますが、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを特別の事情として追加するものでございます。

つづきまして、第8条育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に係る規定の改正は、議案書6ページ中段になりますが、会計年度任用職員について復職時の号俸の調整が適用にされないことに伴う改正でございます。

次に、第10条育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情に係る規定の改正でございますが、議案書6ページから7ページにかけてでございます。特別の事情に関わらず、原則2回の育児休業の取得が可能となったため、育児休業の再度取得に係る計画の届け出は不要となりましたが、育児短時間勤務の再度取得については、従来どおり計画の届け出が必要であることに伴う改正でございます。

また、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを特別の事情として追加しているものでございます。

次に、第 17 条部分休業をすることができない職員の規定の改正でございますが、議案書 7 ページでございます。育児短時間勤務職員に係る部分休業を取得できない規定の削除及び非常勤職員に係る規定の追加でございます。

次に、第 18 条部分休業の承認の規定の改正でございますが、議案書 7 ページから 8 ページにかけてでございます。これについては非常勤職員に係る追加でございます。

それから第 21 条でございます。臨時的任用の職員の部分休業の規定の改正は、議案書 8 ページでございますが、臨時的任用の職員の部分休業については、任命権者が別に定めることに伴う追加でございます。

それから第 22 条妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等の規定の改正については、議案書 8 ページでございます。職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の取得意向を確認するための面談その他の措置を講じることに伴う追加でございます。

最後に第 23 条でございます。勤務環境の整備に係る措置の規定の改正は、8 ページ下段になりますが、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、職員に対する相談体制の整備、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じることに伴う追加でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和 4 年 10 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第 1 号八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての提案説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○8 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8 番（三澤公雄君） この改正は良いことだと思うんですけども、現行法での育児休業の取得率、一般的なニュースから聞く知識では男性職員は少ないってイメージは持っているんですけども、現行で八雲の現状ではどういうふうになっていますか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 三澤議員ご質問の男性職員の育児休業の取得に関してでございますが、男性の利用ということの促進ということを求められていますけれども、平成 28 年度に一人産後パパ育休という制度を利用して取得した方が 1 名ございますが、それ以外は過去に育児休業を取得した男性職員というのはいない状況になってございます。よろしくお願ひいたします。

○8 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8 番（三澤公雄君） 今回この改正は、非常勤職員のほうに広げたんですけども、今

の答弁でいくとですね、男性職員にも積極的に使われるような環境を作るべきじゃないかなと思うんです。条例とはちょっと直接的に違うと思うんですけれども、そういった改正と併せてですね、そういった運用面での進み具合というのはどのようなものなのでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） これまで育児休業の制度の周知ですとか、そういった部分については職員に対しては行ってきております。これは引き続き行いますけれども、今三澤議員が言われた男性職員の積極的な取得という部分をですね、もう少し職員にも取得しやすい環境をというご質問だと思いますが、こちらの総務側として周知はしていきますけれども、それぞれのご家庭の事情もあるでしょうし、その辺判断がですね、こちらからどうぞどうぞって取得もできますということもあれなんですけれども、そういった事情もあると思いますので、こういった育児休業の取得に関する社会情勢ですとか、ほかの自治体の例とかですね、そういったものも男性職員についての部分を織り交ぜながらですね、啓発それから取得に向けた周知というものを取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第4 議案第2号

○議長（千葉 隆君） 日程第4、議案第2号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議案第2号、八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案書9ページをお開き願います。この度の改正は、本年3月、第1回定例町議会でご審議・可決をいただきました、総合病院看護職員等を対象とする看護師手当を廃止するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

本制度は、令和3年11月19日に閣議決定された、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に実施することとされた看護職員等処遇改善事業を活用したものであり、対象となる看護師、准看護師、助産師への処遇改善として、月額4,000円、全額国費負担によりを支給しているところでありますが、本事業の事業実施期間は、令和4年9月30日までとなっていることから、補助対象期間の終了に合わせて、看護師手当の支給区分を廃止しようとするものであります。

第16条看護師手当の改正は、八雲総合病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に対し、月額一人当たり4,000円を支給する区分を廃止するものであり、条文文言の整理、及び第2項の各号支給区分を整理しようとするものであります。

改正条例の附則につきましては、本条例の施行期日を令和4年10月1日とするものであります。

なお、10月以降の本処遇改善の取り扱いにつきましては、診療報酬制度により、措置されることが決定されております。

国への施設基準の届出等、当該制度に係る詳細につきましては、9月9日付けで正式に示されたことから、現在、処遇改善の内容について協議を進めているところでありますが、当院が当該施設基準の要件を満たし、処遇改善を実施する際には、別途、条例改正についてご提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 以前の提案のときに、9月30日でこれは打ち切りになるので、令和4年10月以降の見通しはどうかとお聞きいたしました。それで国の方針として、3%程度の引き上げ、月額12,000円程度の診療報酬といいますか賃金の補償がなされるようですけども、その辺も報告は受けているんでしょうか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） ただいまの質問、10月以降の制度についてのご質問かと思えます。10月以降の処遇改善、考え方としましては看護職員に対する処遇改善、議員がおっしゃるとおり、月額12,000円程度の処遇改善という内容でございます。そして財源につきましてはこれまでは国庫補助金ということでしたが、診療報酬に上乗せをするという状況でございます。

この内容につきましては、現在協議を進めているところでございます。十分慎重に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） はじめこの議案を見たときにですね、八雲町でコロナが終結しているわけでもないのに、これを打ち切って大丈夫なんだろうか、ちゃんと保障されるんだろうかと思いましたがけれども、その辺は賃上げというかたちで十分保障されるという受け止めでよろしいんですね。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、総合病院事務長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） ただいま庶務課長のほうからご答弁いたしましたとおり、9月の下旬に正式な国通知が来まして、まず今その診療報酬制度が当院におそらく合致するだろうということで調査しておりますが、実際にその診療報酬となりますと、基準が看護師の数ですとか、入院患者一人当たりに加算する額ですとか、いろいろ細かな基準がございます。12,000 円の仮に賃上げしたときに診療報酬制度というのは、いわゆる水物でありますので、本当に 100%、12,000 円が充当されるような診療報酬が得られるのかということにつきましても慎重に判断しなければならないところだと思います。あくまで国が制度設計しているのはマクロの視点で3%の賃上げ、具体的には月額 12,000 円程度だろうという制度設計しておりますし、実際に議論の中では先ほど私のほうで申し上げたとおり、入院患者もその基準の一つになるものですから、病院によって当然ばらつきがでてくるだろうということを国も想定してございます。その中で当院がどれくらいの診療報酬加算を得られるのかということも十分に協議してまいりたいと思っておりますので、もう少しお時間いただければなと思っております。仮に処遇改善実施をするというふうになりますと、診療報酬を裏付けを得ること、これが重要でございますので、仮に10月の届出をして10月1日基準日にして、そういった診療報酬が当院で得られるということであれば、ただ貰うだけではなくて処遇改善の時期もそれに合わさなければ、当然整合性は図られないというふうになりますので、制度設計ちょっと時間がかかっておりますが、そういった不利益がない配慮を当然してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第5 議案第3号

○議長（千葉 隆君） 日程第5、議案第3号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） おはようございます。議案第3号、八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例について、提案説明いたします。

議案書10ページをお開きください。改正の理由につきましては、八雲町公営住宅等長寿命化計画に沿い、老朽化の著しい町営住宅について、国の補助制度を活用し解体を進める計画でありますが、この度国からの採択をいただき、今月中の工事発注により熊石地域の鮎川団地を解体するため、既設条例を改正するものでございます。

改正内容は、現行条例の別表第2第3条関係の、鮎川団地で昭和35年度建設、平屋建1棟4戸の太枠で囲まれた部分を削除するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第3号、八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第6 議案第7号

○議長（千葉 隆君） 日程第6、議案第7号 令和4年度八雲町一般会計補正予算第6号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第7号、令和4年度八雲町一般会計補正予算第6号についてご説明いたします。

追加議案書1ページをお願いいたします。このたびの補正は、歳入歳出予算及び地方債

の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに1,540万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億4,913万5千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書8ページをお願いいたします。

2款総務費 1項総務管理費 12目地域振興対策費546万7千円は、昭和59年に整備した東野1区会館において、先の8月15日から16日にかけての大雨により、大量の雨漏りが発生したため、緊急的な修繕が必要と判断し、屋根葺替等改修工事請負費を追加しようとするものであります。

11款災害復旧費は、先の8月15日から16日にかけて降り続いた大雨により、被災を受けた施設の復旧に際し、国の災害復旧事業への申請などに要する費用の追加計上であります。

最初に被災状況をご説明いたしますので、追加の概要説明書2ページ下段をご覧くださいます。

(1) 公共土木施設は、八雲地区の河川で、ペンケルベシベ川2箇所の護岸決壊で被災額は概算事業費で4,180万円であります。

また(2) 農林水産施設は、熊石地区のサーモン種苗生産施設排水口保護護岸の流失1箇所で、被災額は800万円であり、いずれも国の補助災害事業として、採択が可能と見込まれる被災箇所であります。

なお、本予算補正により、調査設計を行い、今後の国への申請及び災害査定に備え、その査定結果を受けて、工事費が算定されるもので、改めて予算補正をお願いする次第であります。

また、このほかの被災箇所につきましては、各所管課の現行予算により対応しております。

追加議案書8ページにお戻り願います。11款災害復旧費 1項公共土木施設災害復旧費 2目現年度災害復旧費850万円は、12節委託料において、公共土木施設災害復旧調査設計業務委託料を、また、2項農林水産施設災害復旧費 1目現年度災害復旧費144万1千円は、農林水産施設災害復旧調査設計業務委託料を、補助災害申請箇所に係る調査設計費用として、追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、1,540万8千円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書6ページをお願いいたします。11款1項1目 地方交付税574万8千円の追加は、普通交付税で歳出に対応した計上であります。

15款国庫支出金 1項国庫負担金 3目災害復旧費国庫負担金496万円の追加は、公共土木施設災害復旧事業にかかる国の負担金で、補助対象経費の8割相当の額であります。

22款1項町債 9目災害復旧事業債470万円の追加は、災害復旧事業費に対応するものであり、公共土木施設災害復旧事業債350万円、農林水産施設災害復旧事業債120万円であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の1,540万8千円の追加であります。

次に地方債の補正であります。議案書3ページをお願いします。第2表地方債の補正は、災害復旧事業470万円であります。

以上で、議案第7号、令和4年度八雲町一般会計補正予算第6号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第7 報告第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第7、報告第1号 専決処分の報告についてを、議題といたします。

本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○消防長（大淵 聡君） 議長、消防長。

○議長（千葉 隆君） 消防長。

○消防長（大淵 聡君） 報告第1号、専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書39ページをご覧ください。地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

40ページをご覧ください。損害賠償額の決定についてですが、本件は、令和4年7月25日、救急出動した際に、傷病者宅の玄関前に駐車していた軽乗用車の左側後部のテールランプに救急ストレッチャーの左外枠が接触し損害を与えた事故について、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するため、記載のとおり損害賠償の額を決定したものでございます。

1、損害賠償の額は2万5,080円でございます。2、損害賠償の相手方は記載のとおりであります。

また、事故の原因であります。傷病者宅の玄関前は玄関側に傾斜しており、救急車からストレッチャーを降ろした際に車輪のロックをせずにストレッチャーから手を放したため、ストレッチャーが傾斜側に動いてしまい接触したものであります。

今後は傾斜のある場所等、救急車の停車させた場所の状況を確認し、ストレッチャーから手を放す場合は必ずロックを確認するように指示いたしましたので、よろしくお願いたします。

また、隊長及び隊員は傷病者の観察を行うために先行して現場に向かっていたため、接触時には現場にはおりませんでした。

機関員がなぜ、ストレッチャーから手を放したかと申しますと、救急車内に虫が入らないよう、配慮し後部ドアを早く閉めようとしたためであります。

今後はこのようなことがないように、安全対策を徹底する所存でありますので、よろしくお願申し上げます。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については、報告済みといたします。

## ◎ 日程第 8 報告第 2 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 8、報告第 2 号 株式会社 青年舎の経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○農林課長（石坂浩太郎君） 議長、農林課長。

○議長（千葉 隆君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） それでは報告第 2 号、株式会社青年舎の経営状況の報告について、ご説明いたします。

議案書 41 ページをお開き願います。本件につきましては、町が出資しております、株式会社青年舎の令和 3 年度経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、議会にご報告申し上げるものでございます。

議案書 42 ページをお開き願います。1 の事業概要につきましては、飼料生産部門の外部委託による分業化を進めながら、搾乳に特化した労働負担の軽減、飼養頭数の増頭・確保、担い手の育成を推進する酪農経営を展開しております。また、家畜市場からの初妊牛導入が順調に実行され、搾乳ロボット等によるデータを活用することにより、生乳生産量は、計画比 121%増で推移し、乳質、繁殖ともに良好な成績を収め、各種補助金等を活用することで、3,340 万 7 千円の当期純利益となっております。

2 の会計に関する事項につきましては、貸借対照表をご覧願います。表の左側の部分、資産の部としては、流動資産が 3 億 2,809 万 8,840 円、固定資産は 13 億 1,452 万 6,134 円、繰延資産が 1,031 万 9,543 円となり、資産の部の合計は 16 億 5,294 万 4,517 円となっております。

表の右側の部分、負債の部としては、流動負債が 3 億 98 万 1,416 円、固定負債が 13 億

2,983万1,222円となり、負債の部の合計は16億3,081万2,638円となっております。

純資産の部は、合計で2,213万1,879円となっております、負債及び純資産の合計は、資産の部合計と同額の16億5,294万4,517円となっております。

続きまして、議案書43ページの損益計算書をご覧ください。売上高につきましては、生乳の販売を主として、個体販売、牧草販売など、売上高の合計は、3億102万5,715円となっております。売上原価は3億5,800万8,741円、販売費及び一般管理費は3億1,054万3,844円で、営業利益金額は、マイナス1億6,752万6,870円となっております。

営業外収益については3,399万5,034円、営業外費用は2,640万690円であり、経営利益がマイナス1億5,993万2,526円となっております。

特別利益は2億1,083万7,586円、特別損失は、1,729万1,282円であり、税引前当期純利益3,361万3,778円から、法人税20万6,000円を差し引いた当期純利益は、最下段にあるとおり、3,340万7,778円となっております。

議案書44ページをお開き願います。令和4年度の事業計画につきましては、家畜排せつ物の有効利用による地域循環の推進、新規就農者の確保と担い手の育成、育成預託事業の3つの部門により、議案書記載のと通りの事業を計画・展開してまいります。

以上、報告第2号、株式会社青年舎の経営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） この決算に関してどうのということではないんですが、まだバイオガスプラントが稼働していないこともあり、その件について少々お伺いしたいと思っております。

近隣の方の井戸水の水質悪化についてですけれども、その点について農家については堆肥なり糞尿なり、糞尿というものは土地に還元するというのは普通のことです。

○議長（千葉 隆君） 横田さん、ちょっとそれは今年の出来事のこと、これは令和3年度の経営状況の報告なので。

○3番（横田喜世志君） 来年にします。

○議長（千葉 隆君） 来年になりますので、令和3年度の経営状況について、絞って質疑をしてもらいたいと思っておりますので、お願いたします。

○3番（横田喜世志君） そしたらちょっと、今土地還元ということで、バイオガスプラントがない状況で土地還元をしていたと思うんです。その影響で近隣にご迷惑をかけたということがあると思うんです。その辺どういう対処してきたのかをお伺いしたいと思うんですけれども。

○農林課長（石坂浩太郎君） 議長、農林課長。

○議長（千葉 隆君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 横田さんから質問のありました、糞尿対策の件でございますけれども、基本的にまだバイオガスプラントができていないということで、現在の青年舎の糞尿処理については、固形分離をした上で補助にそれぞれ散布しているという状況でございます。

横田さんからお話のありました、近隣住民の水質の悪化という部分でございますけれども、そのことについては青年舎の社長から報告がありまして、近隣の住民に対しては当初はウォーターサーバーを配置したり、その後塩素の滅菌機の設置をしまして、その後の水質検査では異常なしというのを確認してございます。以上でございます。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○3番（横田喜世志君） 今年度中にバイオガスプラントが完成するっていうことなので、やっぱりそういうふうにバイオガスプラントができたから絶対ということはないと思われる点もあるので、その辺は気を付けて土壌還元していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませぬか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 質問の仕方としては、今の横田さんの、たとえば令和3年度の経済活動において排出、ちゃんと処理されなければいけなかった糞尿が令和3年度中にちゃんと処理されなかったからそのようなことが起こったと思うんですね、令和3年度中にそういうものがなぜ処理されなかったのかということは何か聞いていますか。

○農林課長（石坂浩太郎君） 議長、農林課長。

○議長（千葉 隆君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 令和3年度、バイオマスプラントが完成するのが今年度末ということと、あと堆肥の施肥スラリー等の施肥については北海道で施肥ガイドというのがありまして、その基準に沿ってほしい概ねそれを守ったかたちで青年舎では対応していたところでございます。

しかしながら、地域の住民の井戸水からそういった水質悪化の状況が見られたということで誠意を持って対応したところでございます。以上でございます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 誠意をもって対応されたという部分は令和4年度のことだから質問はしないようにしてたんです。3年度の活動の中で、要するにバイオガスプラントが設置されるまで貯めるにだけ貯めてしまったという当時のいわゆる場長たちの判断について、関係機関とかはどのようなアドバイスをしていたのかなというところを僕は聞いてはいるんですけれども、ここの部分の質疑が出ましたから、ちゃんと農林課で把握しているところはお話されたほうがいいかなと思って質問してるんです。当時の経営陣っていうか、令和

3年度中に害にならないような方法でちゃんと施肥していれば年明けにバタバタと溢れてしまっは大変だっというふうな処理の仕方をしなくても良かったのではないかと、ちゃんとその部分については当時の経営陣に対して進言していたというのは聞いてはいたんですけども、農林課のほうではどういうふう把握していたかなと思ってお聞きします。

○農林課長（石坂浩太郎君） 議長、農林課長。

○議長（千葉 隆君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） その堆肥の処理については、青年舎のほうから直接的な報告というか農林課では把握していなかったというのが実情で、令和3年度中の処理については確認していなかったというのが実情でございます。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

質疑終結と認めます。これをもって、本件については報告済みといたします。

### ◎ 日程第9 報告第3号

○議長（千葉 隆君） 日程第9、報告第3号 株式会社木蓮の経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 報告第3号、株式会社木蓮の経営状況の報告について、ご説明いたします。

議案書45ページをお開き願います。本件は、町が出資しております株式会社木蓮の令和3年度経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、ご報告するものでございます。

議案書46ページをお開き願います。1事業概要として、株式会社木蓮は、商工業を中心とした産業人材の確保、育成を目的として、令和2年7月に、八雲町、八雲商工会などが出資して設立いたしました。

令和3年度については、八雲町の企業版ふるさと納税に係る事務を受託し、その結果、19社665万3,000円の受託手数料を収入源の中心としたほか、町から指定管理を受託している八雲町情報交流物産館、丘の駅の運営を担い、新型コロナウイルス感染症の影響が昨年同様続いたことにより、当初見込みの客数の減少が年間を通して影響した結果128万9,000円の当期純損失となっております。

また、廃校活用した観光・交流促進部門のキャンプ・ワーケーション事業であります、産業分野の若手事業者の人材育成及び確保に向けた各種イベントを実施し、2万円の当期純利益となっております。

連結決算においては、木蓮本体の企業版ふるさと納税の実績がありましたが、丘の駅の減少が大きく影響したため322万円の当期純損失となったものでございます。

次に、2会計に関する事項の令和3年度決算の状況につきまして、貸借対照表をご覧願います。

資産の部の主なものとしては、現金預金が 1,967 万 3,513 円、有価証券が株式会社青年舎に係る普通株式として 520 万円、商品については、丘の駅の在庫資産として 301 万 7,441 円で、資産の部合計 3,004 万 7,982 円でございます。

負債の部につきましては、買掛金、未払金など記載のとおりで、負債の部合計 382 万 3,877 円でございます。

純資産の部につきましては、資本金 3,000 万円、繰越利益剰余金としてマイナス 377 万 5,895 円、純資産の部合計 2,622 万 4,105 円でございます。

負債及び純資産合計は、資産の部と同額の 3,004 万 7,982 円であります。

繰越利益剰余金のうち、当期純損失金額の 322 万 357 円について、47 ページの損益計算書により説明させていただきます。

売上高は 5,188 万 8,634 円で、主なものは企業版ふるさと納税委託料、丘の駅物産館売り上げによるものでございます。

売上原価 2,935 万 222 円は、主に丘の駅を中心とした商品仕入によるもので、売上総利益金額は、2,253 万 8,412 円であります。

販売費及び一般管理費は 2,702 万 4,203 円で、営業損失金額は 448 万 5,791 円でありませぬ。

これに営業外収益として主に丘の駅の雑収入、特別利益として観光・交流促進事業のクラウドファンディングによる受贈益、特別損失としてクラウドファンディングリターン費用、法人税等の収支により、当期純損失金額は、322 万 357 円となっております。

続いて、議案書 48 ページをお開き願います。令和 4 年度の事業計画は、木蓮部門、丘の駅部門、観光・交流促進部門の 3 つの部門により、それぞれ議案書記載のとおり計画し、事業展開をしているところでございます。

以上、報告第 3 号、株式会社木蓮の経営状況の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。暫時休憩いたします。11 時 20 分再開いたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 20 分

### ◎ 日程第 10 同意第 1 号

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10、同意第 1 号 八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第1号、八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現委員のうち1名が11月17日をもって任期満了となることから、その後任者の任命について議会の同意を求めようとするものであります。

任命しようとする委員につきましては、議案書記載のとおりであり、略歴は、お手元の参考資料に記載しております。

この方は、教育に関する識見が高く、公正な立場で大局的な判断をいただける方であり、温厚にして誠実な人柄で委員として適任でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案趣旨の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） お諮りいたします。

本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本件を採決いたします。お諮りいたします。議案書に記載の方を、八雲町教育委員会委員として同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、福田浩子さんを八雲町教育委員会委員として同意することに決定いたしました。

### ◎ 日程第11 発委第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第11、発委第1号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○10番（安藤辰行君） 議長、安藤。

○議長（千葉 隆君） 安藤君。

○10番（安藤辰行君） 発委第1号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について、提案説明いたします。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格道路から国民の日常生活に最も密着し

た市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性や、ポストコロナを見据えた物流・観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実・強化に向けて、下記の6つの事項について特段の措置を講ずるよう、強く要望する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第12 発議第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第12、発議第1号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○6番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（千葉 隆君） 宮本君。

○6番（宮本雅晴君） 発議第1号、女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。

記1、現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。

2、テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。

3、全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。

4、テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。

5、本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 13 発議第 2 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 13、発議第 2 号 道教委これからの高校づくりに関する指針を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○1 番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1 番（赤井睦美君） 発議第 2 号、道教委これからの高校づくりに関する指針を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について提案説明させていただきます。

道教委が薦める公立高等学校配置計画によって、地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者もまた経済的負担が大きくなっています。

多くの市町村では、こうした課題を克服するため、通学費や制服代、教科書代の補助や、やむなく市町村立移管とするなど、地域の高校存続に向け独自で努力しています。

しかし、本来これらの努力は設置者である道教委が行うべきであり、各自治体に責任を負わせている実態は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障すべきである教育行政としての責任を放棄していると言わざるを得ません。

道教委は、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要であることから、次の事項について意見書を提出いたしますので、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第14 発議第3号

○議長(千葉 隆君) 日程第14、発議第3号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます

○6番(宮本雅晴君) 議長、宮本。

○議長(千葉 隆君) 宮本君。

○6番(宮本雅晴君) 発議第3号、地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在、約440万ヘクタールと大幅に減少した。農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況である。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難になる。そして今、この再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールとなっている。

記1、農用地区域の農業用施設用地への転用特例に、農家レストランや農業用施設等に加え、地方自治体と民間企業等の連携のもとでの半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も加えるとともに、地方の農地における日帰り型市民農園や滞在型市民農園の整備促進を図ること。

2、総務省と厚生労働省において個別に実施しているテレワークに関する個別相談事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置するとともに、各地域での農地の貸付を促す情報を提供するなど、国と地方自治体と民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。

3、荒廃農地にコスモスやひまわりを植える等により農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金について、民間企業等への適用範囲の拡大とともに、予算の拡充を図ること。

4、人口急減に直面している地域において地域産業の担い手を確保するための「特定地

域づくり事業推進交付金」の自治体と民間企業等の連携のもとでの活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について制度の再整備を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 15 発議第 4 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 15、発議第 4 号 安倍氏の国葬撤回と弔意を強制しないことを求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） 発議第 4 号、安倍氏の国葬撤回と弔意を強制しないことを求める意見書について提出者を代表して提案説明をいたします。

2022 年 7 月 8 日、安倍晋三元首相が参議院選挙の街頭演説中に銃撃され亡くなられたことに哀悼の意を表するとともに、このような銃撃は民主主義を踏みにじる重大な挑戦で断じて許すことはできません。

しかし、政府が安倍氏の国葬を閣議決定し、弔意を強制することは全く別問題です。そもそも「国葬」は、明治憲法下で天皇の勅令である「国葬令」に基づいて行われていたもので、国民主権、政教分離、法の下での平等、思想・信条の自由等を保障する日本国憲法制定を機に 1947 年に失効しています。つまり、国葬の法的根拠はないのであります。

政府は、安倍氏を国葬とする理由に「総理大臣として歴代最長の重責を担い、内政・外交で大きな実績を残した」などとしています。しかし、安倍氏の在任中、犠牲者まで出た森友学園、さらに加計学園や桜を見る会の疑惑、自衛隊イラク派遣での公文書隠蔽など、いまだ解明されていません。安全保障関連法やプーチン大統領との「北方領土」交渉、アベノミクスなどは国民の評価が大きく分かれています。また今、大きな問題となっている

「旧統一教会・国際勝共連合」と安倍氏との関わりが明らかとなってきました。

このように評価が分かれる状況で、「国葬」という形で、安倍氏への礼賛と弔意を国民へ強要することは「民主主義を守る」と真逆と言えます。

よって、安倍氏の国葬撤回と弔意を強制しないことを求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（千葉 隆君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

### ◎ 日程第 16 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（千葉 隆君） 日程第 16、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定により特定調査事項について閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。

申出書はお手元に配布のとおりであります。お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

### ◎ 日程第 17 議員派遣の件

○議長（千葉 隆君） 日程第 17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第 124 条第 1 項の規定により、お手元に配布のとおり決定したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

**◎ 閉会宣告**

○議長(千葉 隆君) これをもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。よって、令和4年第3回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午前11時41分]